

第 8 5 号議案

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

施設及び設備器具の使用料の改定等を行うため提案する。

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例（昭和55年蒲郡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 武道館の項中「・会議室」を削る。

別表第2 施設使用料の表武道館の部中「1,800」を「2,100」に、「3,300」を「3,900」に、「4,800」を「5,700」に、「150」を「200」に、「1,300」を「1,500」に、「2,200」を「2,600」に、「1,500」を「2,000」に改め、同部会議室の款を削る。

別表第2 設備器具使用料の表に次のように加える。

武道館柔道場	冷暖房設備	1時間	1,200
武道館剣道場	冷暖房設備	1時間	1,200

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に同日以後の利用について許可を受けた者からは、改正前の蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、同日前においても当該利用に係る改正後の蒲郡市民体育センターの設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収することができる。